

〈募集要項〉

令和7年度の中華人民共和国への米輸出拡大に向けた精米工場の条件整備について (トラップ調査を実施する精米工場の募集)

1 目的

中華人民共和国（以下「中国」という。）への米の輸出に当たっては、「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」（平成20年6月20日付け20消安第3741号消費・安全局長通知。以下「輸出検疫実施要領」という。）により、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が義務付けられています。中国向け精米工場として指定を受けるためには、植物防疫所長等に申請書を提出した上でカツオブシムシ類が発生していないことを確認するトラップ調査を1年間実施^{注1、注2}することが必要です。このため、国は平成22年度から、中国向け精米輸出数量の拡大に対応できるよう、トラップ調査に対する支援を実施してきたところです。

令和7年度についても、引き続き、中国向け精米工場として指定を受けるために必要なトラップ調査に対する支援を実施することとしましたので、植物防疫所長等の指定を受けることを希望する精米工場を対象に、支援対象となる事業者を募集します。

注1 誘引剤を用いたトラップ（フェロモントラップ）を設置し、カツオブシムシ類（ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシをいう。以下同じ。）が発生していないことを確認する調査。

注2 トラップ調査は、1年間の実施以降も、継続して実施することが必要。

また、トラップ調査においては、2種の歩行性昆虫類（*Tribolium destructor*及びグラナリアコクゾウムシ）の捕獲の有無を併せて記録します。

2 調査の実施内容

本支援によるトラップ調査は、国が別途入札により選定した調査会社によるものに限ります。

また、支援期間は、国と調査会社との間で締結された精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査業務請負契約に基づく調査開始日から履行期間終了日までとなりますので、指定申請に必要なトラップ調査期間である1年間のうち、残りの期間の調査費用は自己負担となります。

なお、本件は令和7年度の案件であるため、本業務実施に当たっては、令和7年度予算の成立が条件となることを承知願います。

3 応募資格

次の要件を全て満たす精米工場において、令和7年度にトラップ調査を実施することを希望する事業者

① 50馬力程度又はそれ以上の精米機を有するとう精施設を有していること。

② 主食用米穀のとう精事業を営んでいること。

③ 運営する精米工場が精米の製造に関して、次のいずれかを満たしていること。

ア 「品質マネジメントシステム（ISO9001）」、「食品安全マネジメントシステム（ISO22000）」又は「食品安全システム（FSSC22000）」の国際認証を取得していること。

イ 一般社団法人日本精米工業会の「精米HACCP」の認定を受けていること。

ウ 食品安全衛生管理のための「AIB食品安全統合基準」を導入していること。

エ 一般財団法人食品安全マネジメント協会の「JFS-B」規格または「JFS-C」規格の認証を受けていること。

- ④ 精米工程は、研削工程及び色彩選別工程を連続して含むものであること。
- ⑤ 指定精米工場から登録くん蒸倉庫へ精米を運搬するために用いるコンテナ、トラック等に精米を積載する前に、当該コンテナ、トラック等が密閉型であることの確認並びに精米工程後の再汚染を防止するための検査及び消毒を行う体制が取られていること。
- ⑥ トラップ調査の結果、精米処理の実施日時及び数量並びに再汚染防止措置に係る記録を保管する体制が取られていること。
- ⑦ トラップ調査及びその記録の保管について責任を負う者が設置されていること。
- ⑧ 中国に輸出する精米に係る原料玄米について、残留農薬、重金属及び有害物質の定期的な抽出検査の結果を3年間保管する体制が取られていること。
- ⑨ 中国向け輸出に係る精米工場の指定が受けられたときは、速やかに「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）に基づく企業登録を行う体制がとられていること。
(参考) <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>
- ⑩ 環境負荷低減のチェックシート（別添様式）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、応募書類の添付書類として当該チェックシートを提出すること。

4 募集精米工場

中国向け精米輸出に必要な植物防疫所長等の指定を受けることを希望する精米工場（過去に本事業のトラップ調査を実施した精米工場を含む。）

5 提出書類

別添の応募用紙及び応募用紙に記載された関係書類

6 書類の送付先

農林水産省農産局企画課米穀貿易企画室

（本館2階ドア番号：本267）

担当者：久保、岸、渡辺

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-7145（直通）

E-mail: trap_chosa@maff.go.jp ^{注3}

注3 当省のメール・サーバの制限により、添付ファイルが5メガバイトを超えると受信できなくなります。添付ファイルを分割又は圧縮するなどしてください。

なお、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、上記の担当者に御連絡ください。

7 募集期間

令和7年1月14日（火）から令和7年1月31日（金）（午後5時必着）まで

8 選考方法

- ① 本支援によりトラップ調査を行う精米工場の選定に当たっては、5に掲げた提出書類をもとに、別紙「中国向け精米輸出に係る精米工場のトラップ調査支援の選定に係る審査基準」に基づき審査し、優先順位を付けることとします。なお、応募者が多数の場合は、本支援の対象として選定されない場合があります。
- ② 過去において輸出検疫実施要領第3の4に基づくトラップ調査を行っておらず、かつ、今回新たに本支援によるトラップ調査の対象となった精米工場は、書類選考後に植物防疫官の実地検査を受ける必要があります。また、当該実地検査

において施設の修繕を指摘された場合は、当該指摘に係る修繕を行うことが採択の条件となります（なお、この場合の修繕は精米工場の自己負担となります）。

9 採択後の流れ

- ① 本支援によるトラップ調査の対象工場として決定され、調査請負業者が入札により決定された日から7日以内に、別添の契約書に記名押印の上、同契約書（2部）を農林水産省農産局企画課米穀貿易企画室に提出願います。農林水産省で押印の上、1部を返却いたします。
- ② 過去において輸出検疫実施要領第3の4に基づくトラップ調査を行っておらず、かつ、今回新たに本支援によるトラップ調査の対象となった事業者は、本支援による調査の開始前までに、中国向け米輸出の精米工場として指定を受けるための申請を最寄りの植物防疫所等に提出していただきます。また、調査会社の選定において、トラップの設置箇所や設置数等に関する情報が必要になることから、調査会社を募集する入札公告予定日まで、最寄りの植物防疫所等と協議の上、トラップの設置箇所を決めていただく必要があります。
- ③ 本支援によるトラップ調査開始後、カツオブシムシ類及び2種の歩行性昆虫類の発生が確認された場合、それ以降の支援は打ち切ります。ただし、本調査は、カツオブシムシ類の全国的な発生度合いのデータを収集する目的も兼ねているため、調査開始から最低3ヵ月間は調査を継続していただきます。また、害虫等を発生させないための侵入防止措置、清掃及び防除等の必要な措置を講じなかった場合や、害虫防除に関する植物防疫官の助言等に対する取組が極めて不十分と認められる場合においても、それ以降の支援を打ち切ることとします。
- ④ 支援期間中に設置したトラップが破損した場合は、事業者の自己負担で交換し、その旨を調査会社に連絡していただくこととなります。
- ⑤ 中国向け米輸出の精米工場として指定を受けるためには、中国政府の検査官の訪問を受ける必要がありますが、当該検査官の招へいに要する費用については、全て事業者の負担となります。
- ⑥ 本事業実施期間内に中国向け米輸出の精米工場として指定された場合、その時点で支援を打ち切りますが、それ以降も、輸出検疫実施要領の別表1に定める「中国向け精米工場の指定基準」に適合するよう、精米事業者の負担により継続的にトラップ調査を実施していただくこととなります。
- ⑦ 支援終了後、中国向け米輸出の精米工場として指定を受けるまでの間、引き続きトラップ調査を実施する場合も、精米事業者の負担となります。
- ⑧ 中国向け米輸出の精米工場として指定を受けた後、他の事業者から中国向け精米の依頼を受けた場合は、「精米工場におけるカツオブシムシ類等の発生調査に関する契約書」に基づき、特段の事情がない限り受託とう精を実施していただくこととなります。
- ⑨ 中国向け米輸出の精米工場として指定を受けた後、速やかに輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づく企業登録を実施していただくこととなります。

10 その他

提出された書類は、専ら本選考のために使用し、それ以外の目的には使用しません。また、結果についての問合せには、回答いたしません。

中国向け精米輸出に係る精米工場のトラップ調査支援の選定に係る審査基準

審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとする。

これに基づき採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から支援対象工場として選定する。

なお、採点の結果、トラップ調査の支援に要すると見込まれる額が、予算額の上限に達すると見込まれる順位の者が複数あった場合、採点結果の上位に同一事業者の別工場がない者を優先させるものとする。また、それでも優先順位がつけられない場合は、自ら又は連携予定の輸出事業者の中国向けの前年の輸出実績が多いものを優先させるものとする。

また、選定に当たっては、採点結果のポイントを踏まえた上で、近隣の指定精米工場の有無や、トラップ調査の支援を希望する精米工場の地域バランスを考慮するものとする。

審査項目（採点基準）		ポイント
中国向け輸出実績	①自ら又は連携予定の輸出事業者の中国向けの前年の輸出量はどのくらいか。 ※輸出事業者からの受託を予定している場合、応募用紙に当該輸出事業者名も記載。	
	ア 200トン以上 イ 150トン～200トン未満 ウ 100トン～150トン未満 エ 50トン～100トン未満 オ 1トン～50トン未満 カ 1トン未満又は把握していない	5 4 3 2 1 0
工場の状況	②自主調査等において、指定害虫が発見されたことがないか。発見されたことがある場合は、適切な対応が行われているか。 ※工場内部だけではなく、外周部で発見された場合を含む。	
	ア 指定害虫が発見されたことがない。 イ 指定害虫が発見されたことがあるが、適切な対応を実施している。 ウ 指定害虫が発見されたことがあり、適切な対応も行っていない。	3 1 不採択
	③植物防疫所の実地確認で、すぐに対応できない指摘がされていないか。 ア 設備の改修が必要になるなどすぐに対応できない指摘がされていない。 イ 設備の改修が必要になるなどすぐに対応できない指摘がされている。	3 0
工場の稼働時期	④工場の稼働開始時期は何年前か。 ア 5年未満 イ 5年超～10年未満 ウ 10年超～15年未満 エ 15年超～20年未満 オ 20年超～25年未満 カ 25年以上	5 4 3 2 1 0

キャパシティ及び稼働状況	⑤キャパシティはどのくらいの規模か。 ※実際にどの程度の量のとう精を行える能力があるかで判断 ア 500トン／月以上 イ 400～500トン／月未満 ウ 300～400トン／月未満 エ 200～300トン／月未満 オ 100～200トン／月未満 カ 100トン／月未満	5 4 3 2 1 0
	⑥稼働状況（年平均）には余裕があるか。 ※キャパシティに稼働率を乗じてどの程度の余裕があるかで判断 ア 250トン／月以上 イ 200～250トン／月未満 ウ 150～200トン／月未満 エ 100～150トン／月未満 オ 50～100トン／月未満 カ 50トン／月未満	5 4 3 2 1 0
地理的環境（距離は直線距離ではなく運送距離とする）	⑦連携予定のくん蒸倉庫が精米工場の所在地の近隣にあるか。 ア 連携予定のくん蒸倉庫が20km以内にある イ 連携予定のくん蒸倉庫が20km超～40km以内にある ウ 連携予定のくん蒸倉庫が40km超～60km以内にある エ 連携予定のくん蒸倉庫が60km超～80km以内にある オ 連携予定のくん蒸倉庫が80km超～100km以内にある カ 連携予定のくん蒸倉庫が100km以内にな ない	5 4 3 2 1 0
	⑧連携予定の輸出用米の主な産地が近隣にあるか。 ア 連携予定の主な産地が20km以内にある イ 連携予定の主な産地が20km超～40km以内にある ウ 連携予定の主な産地が40km～60km以内にある エ 連携予定の主な産地が60km超～80km以内にある オ 連携予定の主な産地が80km超～100km以内にある カ 連携予定の主な産地が100km以内にな ない	5 4 3 2 1 0
その他	⑨連携予定のくん蒸倉庫が通年で対応可能であるか。 ア 対応可能 イ 対応不可能	3 0